

コンテンツSEO 利用約款

第1条（本約款の目的および適用）

1. 本利用約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社No.1（以下「当社」といいます。）が提供する「コンテンツSEO」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）の内容および提供条件を定めることを目的とします。
2. 本契約には本約款のほか、当社が定める「No.1 サービス共通利用約款」（以下「共通約款」といいます。）が適用され、本約款を補充するものとします。本約款と共通約款との間に矛盾抵触がある場合は、本約款の定めが優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、次の各号に定めたとおりとします。

- (1) 「申込者」：本サービスの利用を申し込む法人、団体、または個人事業主。
- (2) 「契約者」：当社との間で本契約が成立した申込者。
- (3) 「施工開始報告メール」：当社または当社指定のパートナーから契約者宛てに、記事制作・施工の開始を通知する電子メールをいいます。
- (4) 「納品日」：第5条に定める入稿型による予約投稿完了日、またはWord納品型による規定記事データのメール送信完了日をいいます。

第3条（申込および利用契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する申込者は、本約款および共通約款の内容を承諾の上、当社所定の申込書（以下「注文書等」といいます。）に必要事項を記入・捺印（電子署名を含む）し、当社に提出するものとします。
2. 本契約は、当社が前項の申込みに対して承諾の意思表示（注文請書の送付または施工開始報告メールの送信等）を行った時点で成立するものとします。

第4条（承諾を行わない場合）

当社は、申込者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。なお、当社は不承諾の理由を開示する義務を負いません。

- (1) 申込内容に虚偽、誤記、または記載漏れがあった場合。
- (2) 申込者が当社に対する債務の支払を怠っている、または過去に怠ったことがある場合。
- (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合。
- (4) 過去に当社との契約に違反したことがある、または違反するおそれがあると当社が判断した場合。
- (5) 対象サイトの仕様や構造等により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合。
- (6) 申込者が反社会的勢力等に該当する、または反社会的勢力と関与していると当社が判断した場合。

第5条（本サービスの内容および納品形式）

1. 本サービスは、契約者が指定したWebサイトまたは成果物データに対し、規定文字数（5,000文字または

10,000文字等）および規定記事数（5記事、10記事、20記事等）のSEO記事コンテンツの制作・更新代行等を提供するサービスです。

2. 本サービスの納品形式は以下のいずれかとし、契約者の提供情報および対象Webサイトの環境に基づき当社が判定します。
 - (1)「入稿型」：契約者のWebサイト管理画面アクセス情報（URL・ID・パスワード）が提供され、管理画面内にブログ・コラム投稿機能および予約投稿機能を有する場合に適用し、当社にて直接予約投稿の設定を行います。
 - (2)「Word納品型」：前号の条件を満たさない場合、または契約者の希望により、規定記事データを電子メール添付等（Word形式等）により契約者へ納品します。この場合、Webサイトへの記事反映作業は契約者の責任において行うものとします。

第6条（申込時期と納品・課金開始月・請求スケジュール）

1. 本サービスにおける完了日、課金開始月、および料金請求タイミング（初回引落日）は、以下の各号の定めに従うものとします。
 - ① **完了日（納品日）**：第2条第4号に定める「施工開始報告メール（制作開始メール）」を当社が契約者宛てに送信（送付）した日を、本サービスにおける完了日（納品日）とします。
 - ② **課金開始月**：完了日が属する月の【翌月】（翌月1日）を課金開始月とします。課金開始月より、設定月額利用料金を満額請求し、日割計算による返金および減額は一切行いません。
 - ③ **初回引落日**：月額利用料金の初回引落日は、上記課金開始月（利用月）の【翌月27日】（金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。
2. 本契約の最低利用期間は、上記課金開始月から【6か月間】とします。
3. 最低利用期間満了日の1ヶ月前までに、当社または契約者のいずれか一方が相手方に対して書面または当社所定の方法により本契約を更新しない旨の通知を行わない場合、本契約は【1ヶ月間】自動的に延長（更新）されるものとし、以降も【1ヶ月間】ごとに同様に更新（毎月自動更新）されるものとします。

第7条（プラン変更における最低利用期間の特例）

1. 契約者が本契約の期間中に記事数または規定文字数の増額等のプラン変更を行った場合、変更後のプラン提供開始月を改定課金開始月とします。
2. 前項のプラン変更が行われた場合、従前の最低利用期間の残存期間にかかわらず、改定課金開始月より新たに【6か月間】の最低利用期間が適用されるものとし、契約者はこれを予め承諾するものとします。

第8条（中途解約および違約金）

1. 契約者が施工開始報告メール送信後に最低利用期間内（前条に基づく再適用期間を含みます）における中途解約を行う場合、解約違約金として「（6か月－経過月数）× 契約プランの月額利用料金（税別）」の合計額を、当社が指定する期日までに一括で支払うものとします。
2. 本契約成立後であっても、施工開始報告メールが送信される前に解約申請が完了した場合に限り、前項の解約違約金および費用請求は発生しないものとします。
3. 最低利用期間満了後の自動更新期間内における解約については、第2項の解約違約金は発生いたしません。

ん。

第9条（解約の手続きおよび受付期限）

1. 本契約の解約（最低利用期間満了による終了および更新拒否を含みます）を行う場合、契約者は当社所定の解約手続きを行うものとします。口頭、電話、通常の電子メール等による解約通知は無効とします。
2. 解約を希望する月の解約申請が毎月15日（土日祝日の場合は前営業日）までに当社に到達した場合、当月末日をもって解約とします。
3. 契約者は、解約月までの月額利用料金を支払うものとし、日割計算による返金および減額は一切行いません。

第10条（利用料金および支払方法）

1. 本サービスの利用料金（月額利用料金等）の額は、注文書等の記載に従うものとします。
2. 毎月の月額利用料金の支払方法は、契約者が指定する銀行口座からの口座振替（引落し）または当社が指定する決済方法によるものとし、後払い（当月分を翌月請求・引落し）にて支払うものとし、振込手数料は契約者が負担するものとします。
3. 契約者が利用料金の支払を遅延した場合、支払期日の翌日から完済に至るまで、年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。
4. 契約者の都合により本サービスの全部または一部を利用しない場合（アカウントの連携未了や情報の提供遅延などを含みます）であっても、本サービスの利用料金に影響を与えず、契約者は契約した利用料金全額の支払義務を負い、当社は一切の返金を行いません。

第11条（記事制作・リライトおよび運用に関する注意事項）

契約者は、本サービスにおける記事コンテンツの制作および運用について、以下の各号の事項を予め承諾するものとします。

- (1) 発注時に指定・合意した施策対象キーワードは、発注後の変更を行うことができません。
- (2) 3月、6月、9月、12月の各施策月においては、過去に投稿した対象地域記事のうち検索順位が下位のものを優先対象としてリライト（再編集・補強）を行う場合があります。リライト実施時は、通常の新規記事投稿日とスケジュールが異なる場合があります。
- (3) 入稿型の場合、運用2ヶ月目以降の個別の記事納品および施工開始に関する事前・事後通知は原則として行われません。

第12条（顧客の協力義務および環境維持）

1. 入稿型を選択する契約者は、当社が記事投稿を行うために必要なWebサイト管理画面のアカウント情報（URL・ID・パスワード）およびアクセス権限を当社に維持・提供し続けるものとします。
2. 契約者側の管理画面パスワード変更、アクセス遮断、またはWebサイトの仕様変更・不具合等により当社が投稿作業を行えなかった場合であっても、当社はその責任を負わず、契約者は月額利用料金の支払義務を免れません。

第13条（成果の非保証および成果物の帰属）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり、作成したコンテンツによる特定キーワードの検索順位、アクセス数、PV数、問い合わせ数、または売上向上等のSEO効果について、いかなる保証も行わないものではありません。
2. 本サービスに基づき制作され、対価の支払いが完了した記事コンテンツの著作権は、納品完了をもって契約者に帰属（移転）するものとします。ただし、当社が記事制作に使用した独自のSEO分析ノウハウ、構成テンプレート、およびシステム等に関する知的財産権は当社に帰属します。

第14条（保証の否認および免責）

1. 当社は、検索エンジン（Google等）のアルゴリズム変更、インデックス仕様の改定、またはサードパーティ製システムの障害等に起因して契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
2. 当社は、記事コンテンツの制作にあたり関連法令の遵守に努めるものとしますが、その完全な適法性を保証するものではありません。契約者は、当該コンテンツの公開前に自己の責任において内容の確認（検収）を行うものとします。納品された記事コンテンツに関し、第三者から権利侵害や法令違反等の紛争が生じた場合、当該紛争が当社の故意または重過失に起因する場合を除き、契約者の責任と費用において解決するものとします。

第15条（本サービスの停止および変更）

1. 当社は、システムの保守・工事、天災地変等の不可抗力、または利用料金の未払いが生じた場合、事前に（緊急時は事後に）通知の上、本サービスの提供を停止することができます。
2. 当社は、業務上の都合により本サービスの内容を変更または廃止することができます。この場合、事前に契約者へ通知するものとします。

第16条（損害賠償）

1. 当社は、本サービスの利用に関して契約者に生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。
2. 当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その賠償範囲は直接かつ現実に生じた通常損害に限られるものとし、逸失利益、特別損害、間接損害については一切責任を負いません。
3. 当社が負う損害賠償の総額は、請求の事由が生じた個別の本サービスに関して、損害賠償請求の事由が生じた日の属する月に当社が契約者から実際に受領した月額利用料金の額を上限とします。
4. 契約者が当社に対して損害賠償請求を行う場合、請求権が生じた日（または当該請求をなし得ることとなった日）から2週間以内に当社に対して書面による請求を行わなかった場合、契約者は当該請求権を喪失するものとします。

第17条（契約の解除）

当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 本約款または共通約款の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないとき。
- (2) 利用料金等の支払債務の履行を2ヶ月以上怠ったとき。
- (3) 破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てを受け、または自ら申し立てたとき。

- (4) 手形交換所の取引停止処分、仮差押え、差押え、滞納処分を受けたとき。
- (5) 契約者が反社会的勢力に該当する、または関与していることが判明したとき。
- (6) その他当社が不適当と判断したとき。

第18条（知的財産権等）

本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の成果物、ドキュメント、システム、プログラム、ノウハウ等に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含みます）その他の知的財産権は、すべて当社または正当な権利を有する第三者に帰属します。契約者はこれらを複製、販売、頒布、譲渡、貸与等することはできません。

第19条（機密保持および個人情報の取扱い）

- 1. 当社および契約者は、本契約の履行に際し知り得た相手方の技術上、営業上の機密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示・漏洩してはならないものとします。
- 2. 当社は、契約者から取得した個人情報を、当社プライバシーポリシーに基づき適切に取り扱うものとします。

第20条（裁判管轄および準拠法）

- 1. 本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 2. 本契約の解釈および適用にあたっては、日本法を準拠法とします。

2026年9月14日に制定、実施